

津久見市教育委員会障がい者活躍推進計画

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 機関名                          | 津久見市教育委員会  |
| 任命権者                         | 津久見市教育委員会  |
| 計画期間                         | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）  |
| 津久見市教育委員会における障がい者雇用に関する課題    | 津久見市教育委員会職員の採用及び人事異動は、市長部局において実施しており、津久見市教育委員会として職員採用を行っていない。障がいのある職員の活躍のためには、その障がいの特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、すべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが必要である。   |
| 目標                           |  |
| (1) 採用に関する目標                 | 市長部局と連携を図り、法定雇用率以上の障がい者雇用を目指す。   |
| (2) 定着に関する目標                 | なし<br>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。  |
| 取組内容                         |  |
| (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として管理課長を選任する。</li> <li>○市長部局と連携して、障がい者の職業生活全般についての相談や指導などを行う。</li> <li>○障がい者である職員が配置された場合、相談窓口を設置する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>  |
| (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○組織内において、定期的に面談等を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかなどの点検を行い、必要に応じて市長部局に報告を行う。</li> <li>○会計年度任用職員等の職員についても、定期的な面談を行い、本人の意欲や能力等の把握に努め、任期中の職務選定や配慮を行う。</li> </ul>  |
| (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎的環境整備として、障がい者が利用しやすい環境に配慮した休憩室の設置等、障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</li> <li>なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</li> <li>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</li> <li>○会計年度任用職員等の職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul> |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>○年2回の人事評価面談の際、障がい者である職員に対して、必要な配慮の有無等を把握する。また、必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいいます。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> |
| (4) その他 | <p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>   |